

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき **11,000 円**（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき **0 円**（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 1 年を超えて雇用された場合は、1 年を超えた雇用については申し受けません。

1 期間の定めのある雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 1 年を超えて雇用されると見込まれる場合は、雇用期間の長短にかかわらず、当該 1 年間の雇用に掛かる賃金について支払われる賃金（賞与その他臨時に支払われる賃金を除く。）の **35%**（消費税相当分を含む。）に相当する額。

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 1 年を超えて雇用されると見込まれる場合は、当該 1 年間の雇用に掛かる賃金について支払われる賃金（賞与その他臨時に支払われる賃金を除く。）の **35%**（消費税相当分を含む。）に相当する額。

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。